

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、新畑地区共同施行が土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）新畑地区）計画を変更することについて平成19年12月25日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成20年1月15日から同年2月4日まで縦覧に供する。

平成20年1月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀